

## 議案第52号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料 金の上限の変更の認可について

次のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務に関する料金の上限の変更に係る認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第2項の規定に基づき、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 変更の内容

区 分	単 位	変 更 後	変 更 前
試験分析手数料	1単位につき	109,800円	107,800円
機器・設備使用料	1時間につき	7,800円	7,600円

#### 2 変 更 日

平成31年10月1日